

一般社団法人 キャリアサポートセンター  
CSCスキルアップ研修の利用に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 キャリアサポートセンター(以下、当法人)のCSCスキルアップ研修の申込み、サービス内容、情報管理等について定める。

(利用対象者)

第2条 当法人が開催するCSCスキルアップ研修の利用は以下に限る  
(1) 企業に雇用されている方  
(2) 現在、就職活動中または採用が決まっている個人の方

(申込手続き)

第3条 以下の手順に沿って手続きを完了させることで、参加することが可能となる  
(1) 本利用規定を十分に理解し、別紙で申込みの意思表示をする  
(2) 申込みのFAXを当法人が受信後、確認の上で請求書の発行  
(3) 開催前日までに参加費を指定口座へ振り込み、受講票を発送する

(キャンセルについて)

第4条 振込済の参加費は原則返金をしない  
事情により参加不可能になった場合、当日までに連絡の上で別日に振り替えるか、同一法人であれば参加者を変更することも可能である  
また前日18:00までに参加費の振込が確認できなかった場合、キャンセル扱いとなるが振込が確認できる証憑書類があれば、その限りではない

(参加特典)

第5条 申込み段階、または受講終了後、参加者及び申込み企業は以下の特典が得られる  
(1) 再受講無料(回数・期間制限なし、但し同一人物且つ同一プログラムに限る)  
(2) 同一法人で同一プログラムを2名以上参加の場合、20%の割引を適用する  
(3) キャリアコンサルティングを当法人に依頼する場合、通常価格より5,000円割引

(情報保護)

第6条 当法人は会員情報保護管理者を次の者に定め、情報の重要性を十分に認識し情報保護に関する管理や体制について継続的に改善を行うものとする。

情報保護管理者 一般社団法人 キャリアサポートセンター 代表理事 葆東 雅仁

(その他)

第7条 上記の定めのない規定に関することは、当法人の社員総会で定める。

付 則 この規定は、平成29年6月1日から施行する。

以上